

町屋七峡サッカークラブ会則

平成6年5月24日制定

以後付則の通り改定

第1条 名称及び事務局

第1項 本クラブは、町屋七峡サッカークラブと称する。

第2項 本クラブは、本クラブに所属する児童の保護者・地域ボランティア・教職員等（以下「父母の会」という）により運営され、事務局を荒川区立第七峡田小学校（〒116-0001 東京都荒川区町屋 8-19-12）におく。

第2条 目的及び活動

本クラブは、所属する児童にサッカーを楽しみ、サッカーを通し人間形成を育み、心身の健全な育成に資することを目的とする。

併せて、地域の少年少女サッカーの振興ならびに発展に貢献するものとする。

第3条 入会・登録

第1項

1. 本クラブに加入する児童の保護者は、定められた申込み手続きを行い入会する事とする。
2. 本会の入会資格は、年中（5歳）～小学6年生（12歳）までの児童で、保護者の同意を得た者で、本会入会手続きを完了した者とする。
3. 年少（4歳）での入会希望については、会長・監督の許可を得た者に限り入会を認める事とする。
4. 移籍での入会希望については、現所属クラブから極力了承を得た上で入会を認める事とする。
5. 本クラブに加入する児童の保護者は、町屋七峡サッカークラブ父母の会へ入会する事とする。

第2項 体験会及び体験参加は最大4回までとし、その分の会費は無料とする。

第3項 本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこととし、練習方法や試合時における選手起用など「サッカーの指導」範囲については、全てコーチに一任し異議無き事とする。

第4項 本会加入登録期間は、会計年度（4月1日～3月31日）ごととする。

入会を承認された日から、その年度末日までとし、毎年度これを更新するものとする。

第5項 本クラブに加入する児童は、入会登録時にスポーツ保険に加入しなければならない。

スポーツ保険代は会費に含まれクラブで加入する事とする。

第4条 負傷時の処置・事故等の責任

第1項 活動中に怪我をした場合は応急処置を行うが、通院・療養に要する費用は会員の保護者が負うものとし、クラブ及びスタッフは一切の責任を負わないものとする。

但し、規定の範囲内において第3条の第5項において、保険で給付を受け取ることができる。

第2項 送迎・引率中など、万が一の事故・怪我などの責任は会員の保護者が負うものとし、本クラブ及びコーチ等は一切の責任を負わないものとする。

盗難、傷害その他の事故が発生しても、本クラブ及びコーチ等に対して何ら損害賠償を請求できない。

第5条 町屋七峡サッカークラブ父母の会

第1項 本クラブは、父母の会により運営する。

第2項 父母の会には、役員会を置く。

1. 本会の役員は、会員の保護者および第2条に賛同する者で、総会の承認を得たものとする。
2. 役員は、役員会を組織し、会長1名、副会長1名以上、事務局担当1名以上、広報担当1名以上、購買担当1名以上、通帳管理担当1名、会計監査1名を置く。
また、出納管理・通帳管理担当は、役員会にて財務グループとして管理を行う。

第3項 新役員は、立候補及び役員会の推薦により選出し、総会にて承認する。

第4項 父母の会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 練習、試合その他、本クラブ育成のために事業の運営を行う。
2. 予算の立案、会計事務、及び備品の管理をする。
3. 練習の準備及び看護ならびに試合の引率及び支援をする。

第5項 会長及び役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

役員に欠員が生じた時は補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第6項 会長は、本クラブを代表し、本クラブの全般を統括する。

第7項

1. 会長ならびに副会長は、納会等のイベントにおける企画立案を行い実践する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務をできなくなった時、その職務を代行する。
また、各担当のサポートを行い、その職務を代行する場合もある。
3. 広報担当は、ホームページにおいて試合結果・イベント等の情報更新を行う。
また、ホームページ更新の旨を、会員ならびにOBコーチ・卒団生に配信する。
4. 購買担当は、備品・消耗品等の管理、倉庫内の整理整頓を行う。
また、チーム内における定期的なサッカーウェア購入時の取り纏めを行う。
5. 財務グループは、通帳管理を行い、スポーツ保険の加入手続きを担当する。
また、会計を担当し、予算の作成及び執行管理、その決算を行う。
6. 会計監査は、会の会計を監査する。

第8項 本会は、必要に応じ顧問及び相談役を選任する事ができる。

但し、役員会の議決権は無いものとする。

役員会は、顧問及び相談役に対し、父母の会の運営について助言を求める事ができる。

任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

第9項 練習中の看護については、コーチ・保護者・父母の会全員が行う。

第6条 会計

第1項 本クラブの運営は、会費、その他の収入によって行う。

第2項 クラブ会費は、主に以下の用途に用いられる事とする。

1. 練習用具、貸出ユニフォーム上着購入、施設利用料、救急箱に関わる費用
2. リーグ戦・大会・イベント参加に伴う費用及び、JFA（チーム・選手）登録費用
3. 当クラブ主催の納会や体験会・卒団式・などのイベント及び、慶弔費用
4. コーチに関わる費用
最低限の、審判ライセンス及びコーチライセンスの取得・更新費用
スポーツ保険費用・★駐車料金・★有料道路通行料金（★車出し協力の保護者分共）
5. 活動時、緊急にかかった費用（夏季飲料水・エアコン・緊急時の怪我の対応など）

6. その他の費用は、会長・監督・コーチ・役員に了承を得た費用

第3項

1. 会費は申込時に年度分一括納入、もしくは前期・後期（9月納入）の分割納入する事とし、その額は、キッズ・1年生～4年生は年間20,000円、5・6年生は年間25,000円とする。分割納入の額は、キッズ・1年生～4年生は半年分10,000円×2、5・6年生は半年分12,500円×2とする。（会費にはスポーツ保険代を含むものとする。）翌年度継続する場合の会費納入は、年度分一括・分割ともに2月とする。
2. 年度途中入会者の会費は、以下の通りとする。

途中入会月	5・6年生	キッズ・1・2・3・4年生
4月	25,000円	20,000円
5月	23,000円	19,000円
6月	21,000円	17,000円
7月	19,000円	15,000円
8月	17,000円	14,000円
9月	15,000円	12,000円
10月	12,500円	10,000円
11月	11,000円	9,000円
12月	9,000円	7,000円
1月	7,000円	5,000円
2月	5,000円	4,000円
3月	3,000円	2,000円

3. 納入された会費は、途中退会などいかなる場合にも返還しないものとする。
4. 会員が会費の納入を怠った場合、本会はその会員に対する参加及び指導を停止し、その会員を退会させる事ができる。
但し、事前に本会に承認を得ている場合は、その限りではない。

第4項 遠征や合宿など費用が発生する場合は、都度決められた金額を納入する事とする。

第5項 年会費は物価上昇及び諸般の事情により、改定できる事とする。

年会費改定にあたっては、コーチ会・役員会の決議を経て、総会の議決により決定する。

第6項 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとし、年に1回の会計監査を受け、会計報告をしなければならない。

第7条 総会

第1項

1. 総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集する。
また、会長が必要と認めた時、または会員の過半数の要望があった時は、臨時開催する事ができる。
2. 総会は、本クラブの事業計画、事業報告、年間予算の承認、役員等の選出及びその他の運営に関する重大な事項を決議する。
3. 総会は、父母の会会員全員の出席を原則とする。
但し、出席できない場合は、書面（委任状）の提出により、その旨を会長に届け出、承認を得た者において欠席・委任する事ができる。

4. 総会の決議は、出席者の過半数以上をもって定め、同数の場合は会長が可能な限りこれを決める。

第8条 コーチ会

第1項 会長は、監督1名を選任する。

監督の任期は1年とする。 但し、再任は妨げない。

第2項 会長及び監督は、コーチ会を組織し、本クラブの円滑な活動に資する事とする。

第3項

1. 会長及び監督は、原則毎月コーチ会議を開催し、本会の目的達成に必要な活動を推進する。

コーチ会議の出席は原則全てのコーチとするが、OBコーチ、アシスタントコーチはこの限りではない。

2. コーチ会議での議案内容は、役員会と共有する事とする。

第4項 新任コーチの最終承認は会長・監督が選任する。

第5項 コーチが円滑な活動の為に必要な、最低限の審判ライセンス及びコーチライセンスは、積極的に取得する事とする。

その際の費用は、クラブにて負担する事とする。

第6項 本クラブで活動するコーチは、スポーツ保険に加入しなければならない。

その費用は、クラブにて負担する事とする。

第9条 役員会

第1項 役員会議は、第4条の第2項で定めた役員により、会長が必要と認めこれを招集したとき開催し、会長は議長を務める。

第2項

1. 役員会議は、役員全員の出席を原則とする。

但し、出席できない場合は、その旨を会長に届け出、承認を得た者において欠席・委任する事ができる。

2. 役員会議での決議は、役員会議出席者の過半数をもって定め、同数の場合は会長が可能な限りこれを決める。

3. 役員会議での議案内容は、コーチ会と共有する事とする。

第10条 保護者会

第1項 保護者会議は、原則年2回開催し、会長がこれを招集する。

また、会長が必要と認めた時、または保護者の過半数の要望があった時は、臨時開催する事ができる。

第2項

1. 保護者会議は、父母の会会員全員の出席を原則とする。

但し、出席できない場合は、その旨をコーチ及び役員に届け出、承認を得た者において欠席・委任する事ができる。

2. 保護者会の決議は、保護者会議出席者の過半数以上をもって定め、同数の場合は会長が可能な限りこれを決める。

3. 保護者会議で決議できない発議案は、コーチ会及び役員会にて議論し、場合により総会・コーチ会議・役員会議で決議する事とする。

第11条 退会

第1項 本会を退会する場合は、会長・監督・コーチの了承を必要とするが、何びともこれを妨げてはならない。

第2項

1. 退会を希望する者は、退会届を会長宛に提出するものとする。
2. 本会会員として秩序・風紀・規律を乱すような行為をした者は、コーチ会及び役員会において審議し、必要とあらば、その会員を退会させる事ができる。

第3項 本会を退会し、新たなクラブへ移籍を希望する者は、会長・監督・コーチへそれを伝え、移籍確認書を用いるなどし、本会及び移籍先クラブの了承を得なければならない。

第4項 退会をする児童の入会登録及び選手登録は、退会日の翌日以降に早期削除するものとする。

第12条 休会

第1項 本会を休会する場合は、会長・監督・コーチの了承を必要とするが、何びともこれを妨げてはならない。

第2項 休会の期間は原則最長1年間・月単位とし、それ以上になる場合は退会扱いとする。

但し、期限事前に延長の申し出があり、コーチ会議での審議及び決議による了承を得られれば、この限りではない。

第3項 休会を希望する者は、休会期間初月の前月までに、休会届を会長宛に提出するものとする。

第4項

1. 休会期間の会費は徴収しない。
但し、納入された会費については、第6条の第3項の3に準ずる事とする。
2. 活動再開時に納入する会費は、休会開始月から納入済期間の額について繰り越して扱う事とし、繰り越すその額は、第6条の第3項の2に準じ、差額を算出し納入する事とする。

第13条 個人情報保護

第1項 個人情報は、法令や各種規範・ガイドラインを遵守すると共に、本会活動以外に使用しないものとする。

第2項 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破損、改ざん及び漏洩等のあるまじき事態を防止するための適法かつ適正な措置を講じて個人情報を管理する。

第14条 本会則の改定

第1項 会則の改定は、コーチ会と役員会による。

第2項 本会則は、全コーチと全役員の3分の2以上の同意を得なければ改正できない。

第15条 本会の解散

第1項 本会は、総会において3分の2以上の同意を得なければ解散できない。

第2項 本会を解散した場合の残務整理は、解散前役員がその職務にあたり、会員及び保護者は協力しなければならない。

付則

1. 町屋七峡サッカークラブは、本会則が決議された総会の開催日である平成6年5月24日を設立日とする。
2. 本会則は、毎年4月1日より施行する。
但し、総会にて新役員が承認されるまで、前役員が業務を遂行する。
組織及び運営について別に定める。
3. 本会則は、以下の日程においてそれぞれ改定。

平成7年3月25日、平成8年3月19日、平成12年3月15日、平成13年3月17日、平成13年10月12日
平成14年3月16日、平成15年3月16日、平成16年3月18日、平成20年3月12日、平成21年3月5日
平成26年3月13日、平成27年3月12日、平成29年3月9日、平成30年3月15日、平成31年3月14日
令和2年3月28日、令和3年3月28日、令和6年4月1日